
1 3 0 4. 入港前統一申請等（内航船）

業務コード	内 容
J P T	入港前統一申請等（内航船）

1. 業務概要

「船舶基本情報登録（内航船）（J B X）」業務により登録された内容に基づき、当該港入港前に、各種申請を同時に行う。

また、本業務で行う申請等を選択することも可能とする。

本業務により、登録、訂正及び取消しを可能とする。

手続名	提出先
係留施設等使用許可申請	港湾管理者
危険物荷役許可申請	港長
危険物運搬許可申請	港長
停泊場所指定願	港長
係留施設使用届	港長
移動許可申請	港長
事前通報	港長
航路通報	海上交通センター

2. 入力者

船会社、船舶代理店

3. 制限事項

- ①危険物は最大300品目とする。
- ②1入港前統一申請に対する訂正は、最大99回とする。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②訂正または取消しの場合は、登録者と同一であること。

（2）入港前統一申請（内航船）DBチェック

（A）訂正の場合

- ①入力された入港前統一申請番号に対する入港前統一申請情報がシステムに存在すること。
- ②入力者は入港前統一申請の登録を行った利用者と同じであること。
- ③船舶コード及び入港港コードが変更されていないこと。
- ④最新の入港前統一申請番号であること。

（B）取消しの場合

- ①入力された入港前統一申請番号に対する入港前統一申請情報がシステムに存在すること。
- ②入力者は入港前統一申請の登録を行った利用者と同じであること。
- ③最新の入港前統一申請番号であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。

(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照)

(2) 入港前統一申請番号の払出し処理

(A) 登録の場合

入港前統一申請番号をシステムで払い出す。

(B) 訂正の場合

入港前統一申請番号に対する枝番をシステムで払い出す。

(3) 宛先判定処理

提出の旨が入力された申請先の官庁を宛先とする。

(4) 入港前統一申請（内航船）DB処理

(A) 登録・訂正の場合

①システムで払い出された入港前統一申請番号に対する入港前統一申請（内航船）DBを作成する。

②入力された内容を登録する。

(B) 取消しの場合

①入力された入港前統一申請番号に対する入港前統一申請（内航船）DBを更新する。

②当該情報の取消しが行われた旨を登録する。なお、手続情報毎の取消しを可能とする。

(5) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
受信確認通知〔係留施設使用許可申請〕	港湾管理者が港湾サブシステムから係留施設使用許可申請書を取り出した場合	入力者
回答通知〔係留施設使用許可申請〕	港湾管理者が係留施設使用許可申請書に対して回答を行った場合	入力者
格納通知〔係留施設使用許可申請〕	港湾サブシステムにおいて係留施設使用許可申請がエラーとなった場合	入力者
格納通知 控〔係留施設使用許可申請〕	港湾サブシステムに係留施設使用許可申請書が格納された場合	入力者
受信確認通知〔係留施設使用届〕	港長が港湾サブシステムから係留施設使用届を取り出した場合	入力者
回答通知〔係留施設使用届〕	港長が係留施設使用届に対して回答を行った場合	入力者
格納通知〔係留施設使用届〕	港湾サブシステムにおいて係留施設使用届がエラーとなった場合	入力者
格納通知 控〔係留施設使用届〕	港湾サブシステムに係留施設使用届が格納された場合	入力者

受信確認通知〔停泊場所指定願〕	港長が港湾サブシステムから停泊場所指定願を取出した場合	入力者
回答通知〔停泊場所指定願〕	港長が停泊場所指定願に対して回答を行った場合	入力者
格納通知〔停泊場所指定願〕	港湾サブシステムにおいて停泊場所指定願がエラーとなった場合	入力者
格納通知 控〔停泊場所指定願〕	港湾サブシステムに停泊場所指定願が格納された場合	入力者
受信確認通知〔移動許可申請〕	港長が港湾サブシステムから移動許可申請書を取出した場合	入力者
回答通知〔移動許可申請〕	港長が移動許可申請書に対して回答を行った場合	入力者
格納通知〔移動許可申請〕	港湾サブシステムにおいて移動許可申請書がエラーとなった場合	入力者
格納通知 控〔移動許可申請〕	港湾サブシステムに移動許可申請書が格納された場合	入力者
受信確認通知〔危険物荷役許可申請〕	港長が港湾サブシステムから危険物荷役許可申請書を取出した場合	入力者
回答通知〔危険物荷役許可申請〕	港長が危険物荷役許可申請書に対して回答を行った場合	入力者
格納通知〔危険物荷役許可申請〕	港湾サブシステムにおいて危険物荷役許可申請書がエラーとなった場合	入力者
格納通知 控〔危険物荷役許可申請〕	港湾サブシステムに危険物荷役許可申請書が格納された場合	入力者
受信確認通知〔危険物運搬許可申請〕	港長が港湾サブシステムから危険物運搬許可申請書を取出した場合	入力者
回答通知〔危険物運搬許可申請〕	港長が危険物運搬許可申請書に対して回答を行った場合	入力者
格納通知〔危険物運搬許可申請〕	港湾サブシステムにおいて危険物運搬許可申請書がエラーとなった場合	入力者
格納通知 控〔危険物運搬許可申請〕	港湾サブシステムに危険物運搬許可申請書が格納された場合	入力者
受信確認通知〔事前通報〕	港内信号所が港湾サブシステムから事前通報を取出した場合	入力者
回答通知〔事前通報〕	港内信号所が事前通報に対して回答を行った場合	入力者
格納通知〔事前通報〕	港湾サブシステムにおいて事前通報がエラーとなった場合	入力者
格納通知 控〔事前通報〕	港湾サブシステムに事前通報が格納された場合	入力者
受信確認通知〔航路通報〕	海上交通センターが港湾サブシステムから航路通報を取出した場合	入力者
回答通知〔航路通報〕	海上交通センターが航路通報に対して回答を行った場合	入力者

格納通知 [航路通報]	港湾サブシステムに事前通報が格納された場合	入力者
指示書	海上交通センターが航路通報に対して何らかの指示を行う場合	入力者
勧告書	海上交通センターが航路通報に対して何らかの勧告を行う場合	入力者

7. 特記事項

- (1) NACCSから関連省庁システムに情報を送信する際に、NACCSと関連省庁システム間で障害等を検出した場合は、処理結果通知にエラーを出力する。
- (2) 港湾管理者への係留施設等使用許可申請の場合は、「係留施設等使用許可申請」を送信する。
- (3) 港長への危険物荷役許可申請の場合は、「危険物荷役許可申請」を送信する。
- (4) 港長への危険物運搬許可申請の場合は、「危険物運搬許可申請」を送信する。
- (5) 港長への停泊場所指定願の場合は、「停泊場所指定願」を送信する。
- (6) 港長への係留施設使用届の場合は、「係留施設使用届」を送信する。
- (7) 港長への移動許可申請の場合は、「移動許可申請」を送信する。
- (8) 港長への事前通報の場合は、「事前通報」を送信する。
- (9) 海上交通センターへの航路通報の場合は、「航路通報」を送信する。
- (10) 「入港前統一申請等呼出し（内航船）（JPT11）」業務により、船舶基本情報登録（内航船）業務によって登録された内容と呼出した上で、当該港入港前に、各種申請を同時に行う事を可能とする。